

子育てのための施設等 利用給付申請の手引き

保育の必要性って
どうやって
認定するの？

0歳～2歳の子どもが
無償化の対象に
なるかどうかは
いつの市民税額で
判定するの？

幼稚園の
預かり保育は？

うちの子どもが
通っている施設は
無償化の対象？



1 幼児教育・保育の無償化の範囲

子どもの年齢、通う施設の種類の、保育の必要性の有無、世帯の課税状況などにより、無償化の対象になる範囲が異なります。

■の部分「子育てのための施設等利用給付申請」で、認定を受ける必要があります。
 □の部分で無償化の対象となるのは、「保育の必要性の認定」がある場合です。

施設等の種類 年齢や課税の条件	① *認可保育所 *認定こども園 (保育園部分) *地域型保育事業	② *新制度幼稚園 *認定こども園 (幼稚園部分)		③ *新制度に移行していない幼稚園 (令和元年9月まで就園奨励金 助成の対象だった幼稚園)		④ *地域保育所 (認可外保育施設) *一時預かり事業 *病児保育事業 *ファミリーサポート センター事業
		教育時間	教育時間終了後の 預かり保育	教育時間	教育時間終了後の 預かり保育	
3歳～5歳児クラス (年少・年中・年長)	対象	対象	対象 (上限: 日額 450 円)	対象 (上限: 月額 25,700 円)	対象 (上限: 日額 450 円)	対象 (上限: 月額 37,000 円)
市民税非課税世帯 の満3歳児	対象	対象	対象 (上限: 日額 450 円)	対象 (上限: 月額 25,700 円)	対象 (上限: 日額 450 円)	対象 (上限: 月額 42,000 円)
市民税課税世帯の 満3歳児	対象外	対象	対象外	対象 (上限: 月額 25,700 円)	対象外	対象外
市民税非課税世帯 の0歳～2歳児	対象	—	—	—	—	対象 (上限: 月額 42,000 円)

2 保育の必要性の認定

保育の必要性を認定できる子どもは、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当する場合です。

保育の 必要な事由	状況等	認定の有効期間
就労 (自営含む)	1か月に64時間以上仕事をしている	就学前までの保育を必要とする期間
妊娠、出産	妊娠中または出産後である	最長で、出産予定月をはさんで、産前、 産後各2か月の合計5か月
育児休業	育児休業取得の際に、すでに保育の必要性が 認定された子どもがおり、同じ施設の継続利用 が必要な場合	育児休業に係る子どもが1歳になる年 度末まで
疾病、障がい	保護者が病気やケガ、心身に障がいをする	就学前までの保育を必要とする期間
介護、看護	長期にわたり病人や心身障がい者の看護に あたっている	就学前までの保育を必要とする期間
災害復旧	震災や風水害や火災などの災害のため、 その復旧にあたっている	災害の復旧が完了すると見込まれる期 間
求職活動	求職活動をしている	最長で3か月間
就学	学校に在学または職業訓練等を受けている	通学期間中
虐待、DV	虐待やDVのおそれがある	就学前までの保育を必要とする期間
その他	市長が認める前各事由に類する状態にある	就学前までの保育を必要とする期間

3 保育の必要性を証明する書類

保育の必要な事由		保育の必要性を証明する書類
就 労	会社勤務、パート等	☐ 就労証明書（勤務先または支店、派遣先等の事務所が作成したもの）
	自営業 農漁業等	☐ 就労証明書 ☐ 自営業等を行っていることが証明できる書類（確定申告書写し等）
妊娠、出産		☐ 母子手帳の写し （父母の名前、出産予定日が記載されているページの写し） 
育児休業		☐ 就労証明書（勤務先または支店、派遣先等の事務所が作成したもの）
疾病、障がい		☐ 申立書 ☐ 次のいずれかを提出 ・ 診断書の写し ・ 療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金の年金証書等の写し
介護、看護		☐ 申立書（保育が必要な状態について、詳しくお書きください。） ☐ 診断書の写し ※被介護者・被看護者が、身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちであれば、診断書の写しに代えられる場合があります
災害復旧		☐ 申立書（保育が必要な状態について、詳しくお書きください。） ☐ 罹災証明がある場合は証明等
求職活動		☐ 求職に係る申立書
就学		☐ 在学証明書 ☐ 学生証（写し） ※入学前の場合 ☐ 入学許可証（合格証）（写し）
虐待、DV		☐ 申立書 ☐ 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等
その他		☐ 市長が必要と認める書類

※「就労証明書」、「申立書」、「求職に係る申立書」は東温市のホームページからもダウンロードできます。

※申請書提出後、ご家庭の状況に変化があった場合は、保育幼稚園課へご連絡ください。
（例：勤務先が決まった、退職した など）

※必要書類が不足していると「保育の必要性」が認定できません。

4 市民税額の算定が必要な場合

満3歳の子ども（年度中に3歳になる子どもを含む）が無償化の対象となる場合の確認や、全体的子どもに対する副食費の免除の判定は、世帯の市民税課税額で算定を行います。
各年度9月に、算定に用いる市民税の対象年度を切り替えます。

【令和6年度の無償化及び副食費免除の判定となる対象市民税課税額のイメージ】

令和8年										令和9年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和7年度の市民税額に基づく					令和8年度の市民税額に基づく							

- 住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除（ふるさと納税等）を差し引く前の市民税所得割額をもとに算定します。
- 対象年度の市民税額が未確定（未申告、税関係書類が未提出等）の場合、税額が確定するまでの間、減免等の判定ができません。
- 税額の再調査により、税額が変更になった場合は、対象月にさかのぼって、施設等利用費等を返還していただく場合があります。



市民税額についてご不明な点等ありましたら、税務課へお問い合わせください。
【お問い合わせ先】 市役所1階 税務課 電話番号：089-964-4403

● 父母以外で、「家計の主宰者」がいる世帯の算定方法について

- 生計が父母の収入のみでは成り立っていないと認められた場合で、同居している親族（祖父母、18歳以上の子どもの兄弟姉妹等）がいる場合、最も収入を得ている者を「家計の主宰者」と認定し、父母とその認定された家計の主宰者の税額を合算して算定します。
- また、別居の祖父母等であっても、祖父母等が児童またはその親を税法上の扶養または健康保険上の扶養に入れている場合、その方を「家計の主宰者」と認定し、父母とその認定された家計の主宰者の税額を合算して算定します。

5 提出が必要な書類について

「保育の必要性がない」場合は5、6ページの記入例を参考に、「保育の必要性の認定を受ける」場合は7、8ページの記入例を参考に、「子育てのための施設等利用給付認定（現況届）・変更申請書」を（**現況届**）ご準備ください。また、マイナンバー記入用紙の記入例は9、10ページです。

1. 必要書類

①子育てのための施設等利用給付認定（現況届）・変更申請書

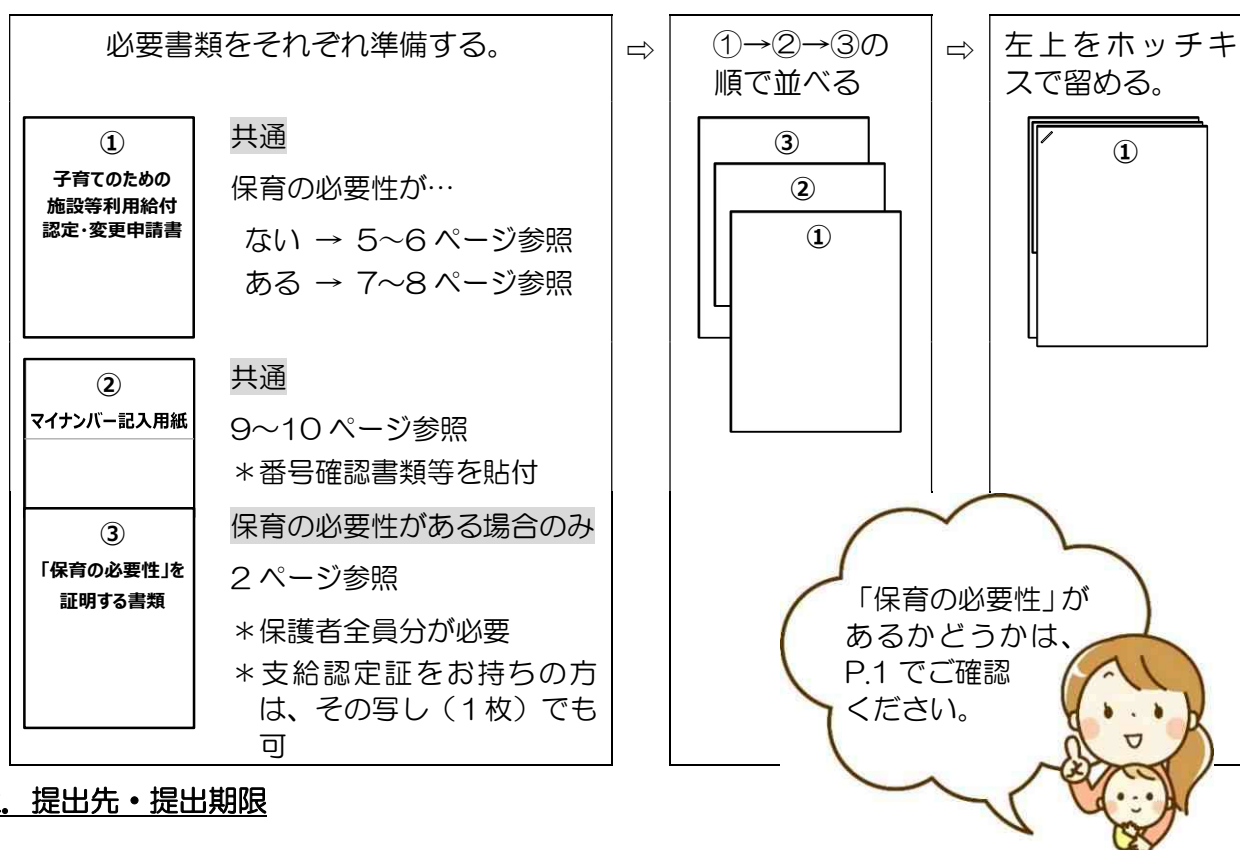
②マイナンバー記入用紙、番号確認書類等

※既に新制度幼稚園又は認定こども園の施設をご利用の場合は、**提出不要**

③「保育の必要性」を証明する書類 保育の必要性がある場合のみ

①→②→③の順番で書類を揃えて、左上をホッチキスで留めて、提出してください。

※認定を希望する子どもが2人以上の場合、2人目からはコピー可



2. 提出先・提出期限

提出先 申請書等の提出は在園中（または入園予定）の施設へお願いします。
幼稚園に在園若しくは入園予定で、当該幼稚園の預かり保育が一定の基準を満たさない場合または、1 ページの 1④に該当し、一時預かり事業等、複数の施設を併用の場合は、利用している施設の内、主に利用している施設にご提出ください。

提出期限 提出期限は施設によって異なりますので、各施設へお問い合わせください。
就労証明書等、提出期限に間に合わない場合は、その旨をご利用の施設にお伝えいただき、準備が整い次第、ご提出をお願いします。

①、②については、各施設での提出期限に間に合うように提出してください。

6 子育てのための施設等利用給付認定（現況届）・変更申請

1 号記入例（表）

子育てのための施設等利用給付認定（現況届）・変更申請書（法第30条の4第1号・第2号・第3号）

（宛先）東温市長

新制度へ移行していない幼稚園に通い、「保育の
必要性がない」場合は、こちらをご参照ください。
（預かり保育無償化の申請をしない場合）



【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第30条の4第1号に於いて、申請者や同居親族の市民税課税状況を確認する。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定、施設等利用費の支給及び副食費の補正給付費の支給に関する情報として必要と認められる。
- 子ども・子育て支援法第30条の1第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10号（第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり「子育てのための施設等利用給付」に係る認定を申請します。

認定区分	ア	法第30条の4 1号認定	下記イ・ウ以外の子ども	※表面1,2裏面3をご記入ください。
	イ	法第30条の4 2号認定	「保育の必要性がある場合」で、下記①の子ども	※保育の必要性を確認するため、表・裏の両面をご記入ください。（3,4は該当が無い場合は記入不要）
	ウ	法第30条の4 3号認定	「保育の必要性がある場合」で、下記②の子ども	
認定種別	① 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号)			
	② 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある市民税非課税世帯の子ども(第3号)			

1		申請日		令和〇年 〇月 〇日	
申請者	フリガナ	トウオン タロウ	申請子どもとの続柄	父	現住所 〒791-0292 東温市見奈良530-1
	氏名	東温 太郎			現住所が市外の場合 市内転入後の住所
	日中の連絡先（電話番号） ① 090-****-**** 父勤務先・母携帯・父勤務先・母勤務先・自宅・その他（ ） ② 090-****-**** 父勤務先・母携帯・父勤務先・母勤務先・自宅・その他（ ） ③ 089-964-4484 父勤務先・母携帯・父勤務先・母勤務先・自宅・その他（ ）				
子ども申請	フリガナ	トウオン イチロウ	現住所 申請者と異なる場合のみ記載	〒	平成29年 7 月 17 日
	氏名	東温 一郎	生年月日		
認定希望日の 当年1月1日現在の住所 ※2	(母親)	☒ 現住所と同じ	※令和8年の1月1日の住所	(父親)	☒ 現住所と同じ
認定希望日の 前年1月1日現在の住所 ※3	(母親)	☐ 松山市〇〇〇〇番地	※令和7年の1月1日の住所	(父親)	☐ 松山市〇〇〇〇番地

2 申請子どもを除き、同居者を全員（上記に記入の申請者も含む）記入してください。

（生計の中心者の番号に○を付けて下さい）	フリガナ 氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は 障害者手帳
①	トウオン タロウ	父	大正 昭和 令和 平成 58 年 5 月 5 日	株式会社〇〇	☐ 有
2	トウオン ハナコ	母	大正 昭和 令和 平成 62 年 2 月 14 日	主婦	☐ 有
3	トウオン モモコ	姉	大正 昭和 令和 平成 24 年 3 月 16 日	〇〇小学校	☐ 有
4	エヒメ カンジロウ	祖父	大正 昭和 令和 平成 31 年 5 月 27 日	農業	☐ 有
5	エヒメ 愛媛 つばき	祖母	大正 昭和 令和 平成 32 年 1 月 7 日		☐ 有
6			大正 昭和 令和 平成 年 月 日		☐ 有
7			大正 昭和 令和 平成 年 月 日		☐ 有

<必ず裏面も記入してください>

①「認定区分」の欄

新制度に移行していない幼稚園をご利用の場合で、「保育の必要性」がない場合は、アを選択してください。

②「申請子どもの保護者及び同居者」の欄

申請する子どもと同居している親族全員についてご記入ください。（続柄も記入してください。）

1 号記入例（裏）

3

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入してください。

フリガナ	〇〇幼稚園	所在地	〒 791 - **** 市 089 (9**) **** 松山市〇〇町■丁目■-■
利用施設名	〇〇幼稚園	利用開始予定日	令和 8 年 4 月 1 日

4

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)場合は記入してください。

(利用予定が無い場合は記入不要)

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育 ・ 子育て援助活動	〒 - TEL: -	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育 ・ 子育て援助活動	〒 - TEL: -	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育 ・ 子育て援助活動	〒 - TEL: -	年 月 日

5

保育を必要とする理由の番号に○をつけてください。

母親の 状況	1. 就労 2. 妊娠・出産 3. 保護者の疾病・障がい 4. 親族の介護又は看護 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. 虐待・配偶者からの暴力 9. その他 ()
父親の 状況	1. 就労 2. 妊娠・出産 3. 保護者の疾病・障がい 4. 親族の介護又は看護 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. 虐待・配偶者からの暴力 9. その他 ()

※添付書類 (以下の中から該当する書類を添付してください)

1 就労	○就労証明書(勤務先または支店、派遣先等の事務所が作成したもの) ※自営業の場合は、自営業等を行っていることが証明できる書類
2 妊娠・出産	○母子健康手帳の写し(父母の氏名と出産予定日がわかるページの写し)
3 疾病・障がい	○申立書(保育が必要な状態について、詳しくお書きください。) ○次のいずれか ・ 診断書の写し ・ 身体障害者手帳等の写し
4 介護・看護	○申立書(保育が必要な状態について、詳しくお書きください。) ○診断書の写し ※被介護者・被看護者が、身体障害者手帳等をお持ちであれば、診断書の写しに代えられる場合があります。
5 災害復旧	○申立書(保育が必要な状態について、詳しくお書きください。) ○罹災証明等
6 求職活動	○求職に係る申立書
7 就学	○在学証明書及び学生証(写し) ※入学前の場合 入学許可証(合格証)(写し)
8 虐待・DV	○申立書 ○配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
9 その他	○市長が必要と認める書類

③「幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部」の欄

子どもが在園している(または入園予定の)幼稚園・認定こども園等を記入してください。

2・3号記入例（表）

子育てのための施設等利用給付認定（現況届）・変更申請書（法第30条の4第1号・第2号・第3号）

（宛先）東温市長

就労等の理由により、「**保育の必要性がある**」場合は、こちらをご参照ください。



- 【申請にあたって同意していただく事項】
- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定にあたって、申請者や同居親族の市民税課税状況を確認するため、官公署等に提出する場合があります。
 - 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定、施設等利用費の支給及び副食費の補足給付費の支給に関する情報として必要と認められ、事業者等に提供することがあります。
 - 子ども・子育て支援法第30条の1第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
 - 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
 - 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
 - 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第9項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり「子育てのための施設等利用給付」に係る認定を申請します。

認定区分	ア	法第30条の4 1号認定	下記イ・ウ以外の子ども	※表面1,2裏面3をご記入ください。
	イ	法第30条の4 2号認定	「保育の必要性がある場合」で、下記①の子ども	※保育の必要性を確認するため、表・裏の両面をご記入ください。（3,4は該当が無い場合は記入不要）
	ウ	法第30条の4 3号認定	「保育の必要性がある場合」で、下記②の子ども	
認定種別	① 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号)			
	② 申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある市民税非課税世帯の子ども(第3号)			

1 申請者	フリガナ	トウオン タロウ	申請日	令和〇年 〇月 〇日					
	氏名	東温 太郎	父 現住所	〒791-0292 東温市見奈良530-1					
	申請子どもとの続柄	父	現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒					
子ども申請	日中の連絡先（電話番号）※確実に連絡の取れる順に記入して下さい。								
	①	090-****-****	父携帯・母携帯・父勤務先・母勤務先・自宅・その他（ ）	②	090-****-****	父携帯・母携帯・父勤務先・母勤務先・自宅・その他（ ）	③	089-964-4484	父携帯・母携帯・父勤務先・母勤務先・自宅・その他（ ）
	フリガナ	トウオン イチロウ	現住所	〒					
認定希望日の 当年1月1日現在の住所 ※2	氏名	東温 一郎	申請者と異なる 場合のみ記載	生年月日	平成29年 7月 17日				
	（母親）	☒ 現住所と同じ ※令和8年の1月1日の住所	（父親）	☒ 現住所と同じ ※令和8年の1月1日の住所					
	（母親）	☐ 松山市〇〇〇番地 ■ ☐ 現住所と同じ ※令和7年の1月1日の住所	（父親）	☐ 松山市〇〇〇番地 ■ ☐ 現住所と同じ ※令和7年の1月1日の住所					

※2. ※3. 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される当年(前年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書（課税証明書など）をご提出いただく場合があります。

2 申請子どもを除き、同居者を全員（上記に記入の申請者も含む）記入してください。

（生計の中心者の番号に○を付けて下さい）	フリガナ	氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通い先 又は単身赴任先	要介護認定又は障害者手帳
	①	トウオン タロウ 東温 太郎	父	大正 昭和 令和 平成 58年 5月 5日	株式会社〇〇	☐ 有
	2	トウオン ハナコ 東温 花子	母	大正 昭和 令和 平成 62年 2月 14日	株式会社△△	☐ 有
	3	トウオン モモコ 東温 桃子	姉	大正 昭和 令和 平成 24年 3月 16日	〇〇小学校	☐ 有
	4	エヒメ カンジロウ 愛媛 柑次郎	祖父	大正 昭和 令和 平成 31年 5月 27日	農業	☐ 有
	5	エヒメ 愛媛 つばき	祖母	大正 昭和 令和 平成 32年 1月 7日		☐ 有
	6			大正 昭和 令和 平成 年 月 日		☐ 有
	7			大正 昭和 令和 平成 年 月 日		☐ 有

<必ず裏面も記入してください>

①「認定区分」の欄

就労等の理由で、幼稚園等の教育時間終了後、在籍している園で実施の「預かり保育」を利用する場合や、認可外保育施設等を利用する場合は、①のイまたはウを選択してください。

※認定希望年度の4月1日時点で3歳以上ならイ、2歳以下で市民税非課税世帯ならウに○。
（幼稚園へ通う、4月1日時点で2歳以下の市民税課税世帯の子どもは、保護者が就労等の場合でもアに○。）

②「申請子どもの保護者及び同居者」の欄

申請する子どもと同居している親族全員についてご記入ください。（続柄も記入してください。）

2・3号記入例（裏）

3

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入してください。

フリガナ	〇〇ニテイドモエン	所在地	〒 791 - **** 089 (9**) **** 松山市〇〇町■■丁目■■■
利用施設名	〇〇認定こども園	利用開始予定日	令和 8 年 4 月 1 日

4

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)場合は記入してください。
(利用予定が無い場合は記入不要)

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
〇〇〇〇エン 〇〇〇〇園	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 791 - **** 東温市〇〇■■■■ TEL: - -	年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - - TEL: - -	年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - - TEL: - -	年 月 日

5

保育を必要とする理由の番号に○をつけてください。

母親の 状況	1. 就労 2. 妊娠・出産 3. 保護者の疾病・障がい 4. 親族の介護又は看護 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. 虐待・配偶者からの暴力 9. その他 ()
父親の 状況	1. 就労 2. 妊娠・出産 3. 保護者の疾病・障がい 4. 親族の介護又は看護 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. 虐待・配偶者からの暴力 9. その他 ()

※添付書類 (以下の中から該当する書類を添付してください)

1 就労	○就労証明書(勤務先または支店、派遣先等の事務所が作成したもの) ※自営業の場合は、自営業等を行っていることが証明できる書類
2 妊娠・出産	○母子健康手帳の写し(父母の氏名と出産予定日がわかるページの写し)
3 疾病・障がい	○申立書(保育が必要な状態について、詳しくお書きください。) ○次のいずれか ・診断書の写し ・身体障害者手帳等の写し
4 介護・看護	○申立書(保育が必要な状態について、詳しくお書きください。) ○診断書の写し ※被介護者・被看護者が、身体障害者手帳等をお持ちであれば、診断書の写しに代えられる場合があります。
5 災害復旧	○申立書(保育が必要な状態について、詳しくお書きください。) ○罹災証明等
6 求職活動	○求職に係る申立書
7 就学	○在学証明書及び学生証(写し) ※入学前の場合 入学許可証(合格証)(写し)
8 虐待・DV	○申立書 ○配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等
9 その他	○市長が必要と認める書類

③「幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部」の欄

子どもが在園している(または入園予定の)幼稚園・認定こども園等を記入してください。

④「認可外保育施設、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業」の欄

③に該当しない場合、認可外保育施設等を継続的に利用している(または利用予定の)ときは、主に利用する施設名等を記入してください。

7 マイナンバーについて

認定申請の際には、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、マイナンバーの提出が必要です。（既に施設型給付費等の支給認定を受け、新制度移行幼稚園又は認定こども園をご利用の場合は、マイナンバーの提出は不要です。）

🔍

提出が必要なもの

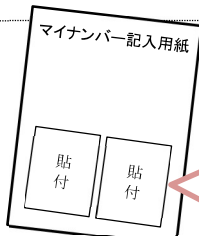
🔍

(1) マイナンバー記入用紙

(2) 番号確認書類等（申請を行う保護者の分のみ）

①番号確認書類

②本人確認書類



番号確認書類等は、
マイナンバー記入用紙
に貼付してください。

(1) マイナンバー記入用紙

マイナンバー記入用紙には、認定申請書に記入した申請児童、申請児童の保護者、その他の保護者の情報を記入してください。（保護者は、単身赴任等の理由で同居していない場合も、記入してください。ただし、虐待・DV等の理由で同居していない場合は記入不要です。）

(2) 番号確認書類等

マイナンバー記入用紙を提出する際は、申請書の「申請（届出）を行う保護者の氏名」欄に記載された方の、①番号確認書類②本人確認書類が必要です。（申請児童及びその他の保護者の書類は不要です。）

マイナンバー記入用紙に番号確認書類等を貼付し、提出してください。

①番号確認書類	いずれか 1 点
	・マイナンバーカード（裏面）のコピー ・通知カードのコピー ・マイナンバーが記載された住民票の原本 2人以上申請の場合、 2人目からはコピーで可

②本人確認書類 ※右記書類のコピー	1 点で可能なもの（顔写真付の公的証明書）
	・マイナンバーカード（表面） ・パスポート ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 等
	2 点必要なもの A2 点 または A1 点と B1 点
	A 顔写真なしの公的証明書 「氏名」と「生年月日または住所」の記載があるもの ・保険証 ・年金手帳 ・印鑑登録証明書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等 B 顔写真付の証明書 顔写真の記載があるもの ・学生証 ・法人が発行した証明書 ・公的機関発行の資格証明書

マイナンバー記入用紙 記入例

マイナンバー記入用紙

子育てのための施設等利用給付又は子どものための教育・保育給付認定の申請に関して、番号確認書

1.申請（届出）に係る子ども

氏 名
東温 一郎
東温 二郎
東温 三郎

番号確認書類等
不 要

同一世帯に申請する子どもが複数
いる場合、子ども1人につき1枚の
提出が必要です。

2.「申請(届出)を行う保護者」は、
父母のうち、どちらを記入してもかま
いませんが、「子育てのための施設等利
用給付認定・変更申請書」の「1.申
請者」欄に記入した保護者を、ご記
入ください。

(のりしろ)

上記申請（届出）に係る子どもの生年月日・マイナンバー

氏 名	生年月日	マイナ	ン	バ	ー	0	9	8
東温 一郎	平成27年 7月 17日	9	8	7	6	5	4	3
東温 二郎	平成28年 7月 27日	6	5	4	3	2	1	0
東温 三郎	平成29年 8月 7日	5	4	3	2	1	0	8

申請（届出）を行う保護者（番号確認書類等が必要です。）

氏 名	生年月日	マイナ	ン	バ	ー	0	9	8	7
東温 太郎	昭和58年 5月 5日	8	7	6	5	4	3	2	1

番号確認書類等
必 要

3.上記以外の世帯員

氏 名	生年月日	マイナ	ン	バ	ー	0	9	8	7	6
東温 花子	昭和62年 2月 14日	7	6	5	4	3	2	1	0	9
	年 月 日									
	年 月 日									
	年 月 日									

番号確認書類等
不 要

(谷折り)

※ 2の申請(届出)を行う保護者は、下記に番号確認書類等を添付してください。

※ のりしろ欄をのり付けして閉じ、他の申込書類を揃えて左上1箇所をホッチキスで綴じて提出し
てください。

貼付

申請(届

◆次の
・マイナ
・通知カ
・マイナ

書類

京本)

貼付

申請(

※下部
◆1点
・マイ
・パス
・身体
・精神
◆2点
(A: 顔
・保険
・児童
(B: 顔
・学生
・公的

認書類

的証明書)

下

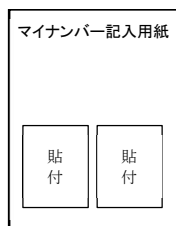
点とB1点)

書

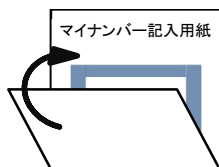
手当証書等

作成手順

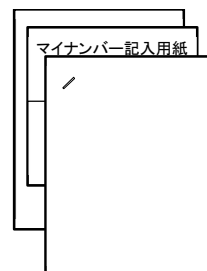
①記入後、番号確認書類等
を
「貼付」欄に貼り付ける。



②のりしろ欄（3 か所）に
のり付けして綴じる。



③他の申込書類と左上端を揃
え、左上をホッチキスで留め
る。



問い合わせ先

東温市教育委員会 保育幼稚園課 幼児教育・保育係

〔メール窓口〕 hoikuyoutien@city.toon.ehime.jp

〔電話番号〕 089-964-4484

